

●香川県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和5年9月22日

香川県知事 池 田 豊 人

| 廃止年月日     | 名 称        | 所 在 地           |
|-----------|------------|-----------------|
| 令和5年6月30日 | アズマ歯科クリニック | 丸亀市田村町533番地1    |
| 令和5年8月1日  | ひかり薬局 詫間店  | 三豊市詫間町松崎1639番地1 |